

岐阜県感染症医療人材派遣調整会議設置要綱

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症（以下、「新興感染症」という。）の発生・まん延時に、新興感染症に対応する医療人材を的確かつ迅速に派遣するため、岐阜県感染症医療人材派遣調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を処理する。

- 一 県内の医療機関等から新興感染症に対応する医療人材の派遣要請を受けた場合の派遣調整
- 二 国又は他の都道府県から新興感染症に対応する医療人材の応援要請を受けた場合の派遣調整
- 三 その他新興感染症に対応する医療人材の派遣調整にあたって必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員は、県が別に定める。

(会議)

第4条 調整会議は、県が招集する。

- 2 県は、必要に応じ委員以外の者に出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 調整会議は、非公開で行うものとする。

(委員の義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 調整会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、健康福祉部感染症対策推進課に置き、関係部課がこれに協力するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。